

第12回 契約監視委員会－議事概要－

1. 開催日時：令和3年12月15日（水） 10：00～11：45

2. 開催場所（方法）：web 会議による審議

3. 出席者：

（委員会委員）青山委員長、中村委員長代理、渡部委員、長屋委員、瀧原委員

（事務局）本部 監査・コンプライアンス室 鈴木室長

財務部 和泉部長、財務部 契約課 新保課長

高崎量子応用研究所 管理部 経理・契約課 尾野事務統括

関西光科学研究所 木津地区 管理部 経理・契約課 木村課長

那珂研究所 管理部 契約課 丸山課長

六ヶ所研究所 管理部 経理・契約課 渡辺課長 他

議題：

1. 令和3年度上半期における事後点検について

(1)随意契約の状況について

(2)一者応札・応募の状況について

(3)随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

(4)令和3年度調達等合理化計画の上半期実施状況について

2. その他

配布資料

資料1 第11回契約監視委員会－議事概要－

資料2 令和3年度上半期契約データ

資料3 令和3年度上半期契約（競争性のない随意契約）の状況

参考資料 随意契約による調達が可能となる事例を示した規程類（抜粋）

資料4 令和3年度上半期契約（一者応札・応募）の状況

資料5 令和3年度上半期のサンプリング事後点検について

資料5-1 令和3年度上半期の競争性のない随意契約サンプリング事後点検

資料5-2 令和3年度上半期の一者応札・応募案件サンプリング事後点検

資料6 令和3年度調達等合理化計画の上半期実施状況

資料7 令和3年度組織改正及び会計単位の変更について

資料8 前回の契約監視委員会における宿題対応（木津）（回答）

議事概要：

1. 令和 3 年度上半期における事後点検について

(0) 組織体制及び会計単位の変更（資料 7）について

事務局から資料 7 に基づき、令和 3 年度組織体制及び会計単位の変更の説明があった。

（主な議論）

Q 委員：R3 に発足した量子生命科学研究所は、R2 から組織変更されたことに伴い、集計される会計単位が変更になるのか。

A 事務局：量子生命科学研究所の前身は、R2 理事長直轄組織の量子生命科学領域である。組織形態は変更されているものの、所掌する会計単位は従前どおりであり、契約データの集計は、伝票が起票された会計単位へ集計される。

(1) 随意契約の状況について

本部契約課長から資料 2、資料 3 及び資料 3 参考資料に基づき、令和 3 年度上半期における随意契約の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

（主な議論）

Q 委員：令和 3 年度上半期の契約金額が、対前年度比で約 100 億円削減した要因如何。

A 本部契約課長：主な要因は 3 つ。令和 2 年度上半期に比し、建設工事等大型案件の発注が減ったこと、仙台地区に整備中の加速器関係の発注が、整備進展により減少してきたこと、さらに令和 2 年度の複数年契約（年度契約）により令和 3 年度の発注がなくなったことが起因している。

Q 委員：契約金額の減少が競争性のない随意契約の額の比率に影響しているのか。

A 本部契約課長：そのとおり。

(2) 一者応札・応募の状況について

本部契約課長から資料 2 及び資料 4 に基づき、令和 3 年度上半期における一者応札・応募の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

（主な議論）

Q 委員：本部及び那珂地区の一者応札・応募率が減少している要因如何。

A 本部契約課長：仕様書の内容の見直し、業者への声掛け等を講じたことの効果が少しずつ結果として出てきた。

Q 委員：六ヶ所地区等の一者応札・応募率が増加している要因如何。

A 六ヶ所地区契約担当：要求するスペックが高度な派遣契約の件数が増え、一者応札件数

が 10 件ほど増加したこと、また、既存の装置・ソフトウェアの改良の契約等で今まで契約していた者が有利に働く契約が多くあったことが主な要因である。

Q 委員：六ヶ所地区の派遣契約のスペックが高めになっている理由。

A 六ヶ所地区契約担当：国際プロジェクト進めるために経験を要求するものや、業務上、特殊技能を有する研究的な派遣契約が多いことによる。

(3) 随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

事務局から資料 5、資料 5-1 及び資料 5-2 に基づき、各研究所の契約担当課から抽出された契約案件ごとに説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

① 競争性のない随意契約事後点検「国際核融合エネルギー研究センター用地賃貸借」
(六ヶ所地区)

Q 委員：積算根拠如何。

A 六ヶ所地区契約担当：当初の契約交渉により、当センターの所在地区の分譲価格にリース料率及び賃貸借対象敷地面積を乗じた価格となっている。

Q 委員：当該価格は、価格交渉に基づくそのエリアの妥当な評価額に基づくものか。

A 六ヶ所地区契約担当：最近の評価額は定かでないものの、この十年の土地の取引価格からもこの地区の価格としては適正価格と考えている。

② 一者応札・応募事後点検「重粒子線がん治療装置及びサイクロトロン装置の運転・維持管理業務」(本部及び千葉地区)

Q 委員：一者応札理由について、仕様そのものが高度なものを要求するものなのかどうか

A 本部契約担当：仕様で具体的に要求しているものは、業務に関する管理責任者、業務責任者 7 名以上で 5 年以上の経験、運転シフトリーダー、機器担当リーダーが 30 名以上で 3 年以上の経験、運転シフトメンバーが 15 名程度で 1 年以上の経験、また運転維持管理対象が医療機器のため医療機器修理技術者の有資格者の配置を要求しているものの、業務内容に照らして過剰とは考えにくく、結果的にそれら条件を満たす業者が他になかったと想定される。

③ 一者応札・応募事後点検「イオン照射研究施設放射線監視装置点検・校正作業」(高崎地区)

Q 委員：装置開発業者が維持管理する場合の契約金額の上昇傾向如何。

A 高崎地区契約担当：予定価格は取引の実例価格等を考慮して定めているため、入

札案件の仕様内容が前年度と同様であれば基本的には契約金額が上昇することはない。

Q 委員：本契約の頻度及び契約相手先如何。

A 高崎地区契約担当：点検・校正作業は毎年度行っており、毎年度本契約相手先と契約している。

Q 委員：本契約の過去 3 年間の応札者如何。

A 高崎地区契約担当：本契約相手先による一者応札である。

Q 委員：一者応札を繰り返す入札案件の随意契約への移行の可能性如何。

A 高崎地区契約担当：予定価格が基準額を超える場合は一般競争入札に付すことが規程等の原則である。随意契約による場合は契約審査委員会に諮り、装置開発業者でなければ本件の点検・校正作業は履行不可能であること等を説明する必要があるが、確たる根拠がない以上は、一般競争入札に付す必要がある。

C 委員：随意契約には厳正な要件が求められると思料するが、本案件は一者応札が続いているため、一般競争入札に付す場合は、競争性を高める努力を引き続きしてもらいたい。

④ 一者応札・応募事後点検「特別高圧電気設備点検作業」（関西地区）

Q 委員：応札を辞退した業者の原因となった「重なった点検」の内容如何。

A 関西地区契約担当：同じ研究所内の特別高圧設備と一般（実験棟）の設備点検である。

Q 委員：停電を伴うため、そのふたつの点検は同日に行うことが必要なのか。

A 関西地区契約担当：そのとおり。

Q 委員：ひとつの業者がふたつの点検を行うことが難しいのか。

A 関西地区契約担当：特別高圧設備と一般の設備点検とでは、求められる基準が異なり、特別高圧設備の点検はそれに見合った能力がなければ難しい。

Q 委員：業者 2 者が応札の意向を示したことは、必要となる能力を有していることを前提に意向を示したのではないのか。

A 関西地区契約担当：事前に要求部が 2 者に見積りを依頼しており、この 2 者から応札意向があつたが、最終的に辞退した 1 者は能力的に改めて検討中とのことだった。

Q 委員：一者応札となったが、実質的に点検ができる業者がいなかったのか。

A 関西地区契約担当：要求部は事前に 2 者に見積りを依頼し提出を受けていたものの、実際に作業ができるかという点では難しかったものと思われる。

Q 委員：点検対象設備の設置者と点検契約相手方は一致しているのか。

A 関西地区契約担当：一致している。

Q 委員：競争性を高める観点で今後点検作業日を調整し、作業を分散することはそもそも可能なかどうか。

A 関西地区契約担当：所内全域の停電を伴うため、作業日を分散することは考えておらず、一日で終わらせる予定。

Q 委員：本案件は不落随意契約であったのか。

A 関西地区契約担当：一者応札で落札している。

⑤ 一者応札・応募事後点検「ITER 調達活動における設計統合業務請負契約：一式」（那珂地区）

Q 委員：一者応札の主な要因如何。

A 那珂地区契約担当：本契約には ITER 機構が認証する CAD 資格が必要となるため、その CAD 資格を持った人材を長期間に渡って確保できるのがこの契約者のみであったことが主な要因である。

Q 委員：ITER 機構が要求する CAD 資格について、ITER 機構が定める独自の資格なのか、又は一般の日本国内で取得できる CAD 資格汎用的なものが ITER の基準を満たしていれば問題ないのか。

A 那珂地区契約担当：ITER 機構独自の認証システムになり、CAD の作業実績のある者が ITER 機構が認証する講習を受けることによって ITER 機構から資格が与えられる。

Q 委員：機械工学、電気工学、物理的基礎の知識なるものの有無はどのように判定されるのか。

A 那珂地区契約担当：物理的基礎等の知見は仕様書に記載している。また、本業務は基本的にその知見が必要となるため、応札者はそのような技術を持っていると考えている。

Q 委員：応札者に ITER 独自が求める規格の資格が必要条件となると、特化した資格の講習を受けて取得しなければならないため、中々ハードルが高いのでは。

A 那珂地区契約担当：資格にはトレーナー資格、資格 A、資格 B があり、トレーナーの有資格者を有する業者は現状本契約業者しかいない。また、資格 A、B は、他の業者でも有して者いるものの、トレーナーを含めて標準要員数が 10 名必要となり、人数も含めて体制を整えたとともに、本業務を完遂できる業者は、現状の契約者しか見当たらない。

Q 委員：今後競争性を高めて一者応札を開くための工夫如何。

A 那珂地区契約担当：かつては、仏国の ITER 機構での講習受講が資格取得の唯一の方法だったが、現在は日本国内において講習を受講することより取得できる取組をしている。

Q 委員：資格を取得する法人も増えつつあるというふうに理解してよいか。

A 那珂地区契約担当：具体的数値を持ち合わせていないものの、一番上位のトレーナーの資格取得者は、取得困難なようだが、A、B の資格は他の業者も資格を有した人材を有している。

⑥ 一者応札・応募事後点検「BA サイト構内警備業務請負」（六ヶ所地区）

Q 委員：当該契約は、本契約業者と何年前から契約を締結しているのか。

A 六ヶ所地区契約担当：QST 発足後は本契約業者であるものの、JAEA 時代は、他業者と契約していた。

Q 委員：近隣の他の業者から利幅の問題で応札が見込まれないことから、本構内警備業務を履行するための適正価を業務内容に照らし合わせて検討しているかどうか。

A 六ヶ所地区契約担当：業者の方でも工夫しているところもあると思うものの、警備業務自体に特段問題点等は聞いていない。

Q 委員：本業務は決して特殊な業務ではないことから、業務内容に関する提示方法を工夫等して、複数業者に応札してもらう努力して欲しい。

A 六ヶ所地区契約担当：過去に 5~6 者の応札があった時があり、その結果契約額が安価になってしまったことから応札業者が減った。しかし、今回六ヶ所研に建物が増えたことで、契約額も若干上がっているため、今後は過去に応札した業者に声掛けして複数応札にしたい。

Q 委員：契約内容について、人員は6名で、常に2名が24時間業務なのか。

A 六ヶ所地区契約担当：そのとおりであり、休憩を入れてどちらか1名は業務をすることになっている。

C 委員：最近火災等が発生し、夜間の緊急通報の際一番先に対応するのは警備会社になるため、警備業務の重要性を考えてもらいたい。

Q 委員：一者応札の主な要因に記載されている公表情報とは、契約金額のことか。

A 六ヶ所地区契約担当：そのとおりであり、去年から契約金額が若干だけ上がっているため、応札者が増える可能性もある。

⑦ 前回の契約監視委員会における宿題対応（木津）について（回答）

Q 委員：契約業者について、過去一度他者が点検したことがあったものの不具合が発生したため、装置を製作した者にメンテナンスを頼むのが一番確実ということなのかどうか。

A 関西地区契約担当者：そのとおり。

Q 委員：契約金額が2倍以上になったことが懸念される。過剰な点検になっていないかどうか確認してもらいたい。

A 関西地区契約担当：仕様書の点検項目を増やしているため金額的にも上がっているものの、今後適切に契約額を確認していく。

(4) 令和3年度調達等合理化計画の上半期実施状況について

本部契約課長から、資料6に基づき、量子科学技術研究開発機構が策定する令和3年度調達等合理化計画の上半期実施状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

（主な議論）

Q 委員：令和3年12月現在で下半期以降の対応で何か特記すべき事項如何。

A 本部契約課長：特に大きな問題等は発生していない。

2. その他

事務局から、次回の第13回契約監視委員会は来年5月か6月頃を開催し、その際、令和3年度下期の随意契約及び一者応札の事後点検、令和3年度調達等合理化計画の自己評価の点検及び令和4年度の調達等合理化計画の点検等を議題としたい旨の説明があった。

以上